

薬 第 551 号
平成 27 年 10 月 22 日

保健所設置市薬務主管課長 様

神奈川県保健福祉局生活衛生部薬務課長
(公 印 省 略)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害救済制度に関する
集中広報の周知について (通知)

このことについて、平成 27 年 10 月 9 日付け薬生副発 1009 第 1 号で厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室長から、別添のとおり通知がありましたので、貴管下の関係団体等に対して周知をお願いします。

なお、別紙の関係団体へは通知済みです。

また、別添の通知は神奈川県ホームページ「かながわの薬事情報」に掲載しております。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4551/>

(要旨)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害救済制度を市区町村及び医療機関等に周知徹底を図るもの。



問い合わせ先
薬事指導グループ 岩川
電話 045-210-1111 内線 4970
045-210-4967 (直通)

*通知済み関係団体

公益社団法人神奈川県医師会

一般社団法人神奈川県歯科医師会

公益社団法人神奈川県病院協会

一般社団法人神奈川県精神科病院協会

公益社団法人神奈川県薬剤師会

公益社団法人神奈川県病院薬剤師会

一般社団法人神奈川県医薬品登録販売者協会

一般社団法人神奈川県登録販売者協会

公益社団法人神奈川県医薬品配置協会

神奈川県歯科用品商協同組合

神奈川県医薬品卸業協会

神奈川県医療機器販売業協会

神奈川県製薬協会

薬生副発 1009 第 1 号
平成 27 年 10 月 9 日

神奈川県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室長
（公印省略）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害
救済制度に関する集中広報の周知について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

健康被害救済制度は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年法律第 192 号）に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行うものです。

医薬品の副作用等で健康被害に遭われた方が適切に救済給付を受けるためには、広く国民や医療機関に制度を認知していただく必要があるため、その周知に努めているところです。

制度の実施主体である独立行政法人医薬品医療機器総合機構においても、毎年、10月17日から23日の「薬と健康の週間」を中心に12月までの約3か月間を「救済制度集中広報期間」として、国民及び医療関係者の認知度向上を目的としたキャンペーンを展開しており、今年度も下記のような広報を実施することとしております。

また、この集中広報の具体的な内容を紹介した Web ページを作成し、下記の「医薬品副作用被害救済制度特設サイト」にリンク付けしております。

つきましては、貴職においてご了知のうえ、貴管内市町村及び医療機関等にご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

集中広報の実施内容

- 全国の新聞への広告掲載
- 全国でのテレビスポットCM
- Web 広告（「医薬品副作用被害救済制度特設サイト」への誘導）
（http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html）
- 医療関係専門誌への広告掲載 など

